

山梨県公報

号外第十七号

平成二十二年
三月十九日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表(四件)……………一
監査の結果に基づく措置状況……………三三

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。
平成二十二年三月十九日

山梨県監査委員	戸 島	義 人
同	中 込	孝 元
同	土 屋	直
同	棚 本	邦 由

1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
知事政策局 東京事務所	平成22年1月28日
企画部 総合理工学研究機構 県民生活センター	平成21年11月27日 平成22年1月26日
総務部 総合県税事務所 職員研修所 県立大学 消防学校	平成21年11月19日 平成21年11月20日 平成21年11月20日 平成21年11月24日
福祉保健部 女性相談所 中北保健福祉事務所 中北保健福祉事務所(陕北支所) 峡南保健福祉事務所 衛生監視指導センター 富士・東部保健福祉事務所 峡東保健福祉事務所 中央児童相談所 障害者相談所 精神保健福祉センター あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 都留児童相談所 富士ふれあいセンター 衛生公害研究所 動物愛護指導センター 甲陽学園 食肉衛生検査所 森林環境部	平成21年9月14日 平成21年11月5日 平成21年11月5日 平成21年11月5日 平成21年11月5日 平成21年11月11日 平成21年11月25日 平成22年1月13日 平成22年1月13日 平成22年1月13日 平成22年1月13日 平成22年1月14日 平成22年1月14日 平成22年1月14日 平成22年1月15日 平成22年1月15日 平成22年1月26日 平成22年1月29日 平成22年1月29日

吉田高等学校	平成 22 年 1 月 21 日
富士北稜高等学校	平成 22 年 1 月 21 日
ひばりが丘高等学校	平成 22 年 1 月 21 日
山梨園芸高等学校	平成 22 年 1 月 29 日
白根高等学校	平成 22 年 2 月 1 日
あけぼの支援学校	平成 22 年 2 月 1 日
わかば支援学校	平成 22 年 2 月 1 日
甲府工業高等学校	平成 22 年 2 月 2 日
甲府城西高等学校	平成 22 年 2 月 2 日
中央高等学校	平成 22 年 2 月 2 日
塩山高等学校	平成 22 年 2 月 4 日
ろう学校	平成 22 年 2 月 4 日
考古博物館	平成 22 年 2 月 5 日
甲府南高等学校	平成 22 年 2 月 5 日
埋蔵文化財センター	平成 22 年 2 月 5 日

警察本部	
南甲府警察署	平成 21 年 9 月 14 日
韮崎警察署	平成 21 年 9 月 14 日
飯沢警察署	平成 21 年 9 月 14 日
笛吹警察署	平成 21 年 9 月 14 日
富士吉田警察署	平成 21 年 9 月 14 日
大月警察署	平成 21 年 9 月 14 日
南都警察署	平成 22 年 1 月 12 日
北杜警察署	平成 22 年 1 月 14 日
上野原警察署	平成 22 年 1 月 18 日
南アハナス警察署	平成 22 年 2 月 2 日
日下部警察署	平成 22 年 2 月 4 日
甲府警察署	平成 22 年 2 月 5 日

2 監査対象期間
前回対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間。但し、予備監査を10月までに実施した所属にあっては、平成20年度。

3 監査の方法
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽

出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分
監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は 下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)			1	1					2
指導 (件)	4 6	6	1 9	1 2	7	2 2	1		1 1 3
注意 (件)						1			1
合 計	4 6	6	2 0	1 3	7	2 3	1		1 1 6

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘のうえ、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 扶養手当について扶養親族届が提出されておらず、認定手続が行われていないにもかかわらず手当が支給されていた。(県民生活センター)
- (2) 平成20年度使用の教師用教科書及び指導書について物品要求書を未作成のまま発注し、納品されているにもかかわらず購入代金が未払いになっていた。(あけぼの支援学校)

7 その他の概要

指摘にはいたらないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
 - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
 - ② 資金前渡職員口座の利息の収納事務に不備があり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
 - ① 資金前渡の事務処理に不備があり改善を要するもの
 - ② 源泉所得税徴収事務に不備があり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
 - ① 旅費及び諸手当の算定に誤りがあり改善を要するもの
 - ② 諸手当の認定確認に不備があり改善を要するもの
- (4) 物品に関する事項
 - ① 物品の管理に不備があり改善を要するもの
 - ② 物品購入の際の検収事務に不備があり改善を要するもの
- (5) 財産に関する事項
 - ① 未登記の用地があり改善を要するもの
- (6) 契約に関する事項
 - ① 契約書の作成手続きに不備があり改善を要するもの
 - ② 契約の履行確認に不備があり改善を要するもの

山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年三月十九日

山梨県監査委員	戸島 義人
同	中 达 孝 元
同	土 屋 孝 直
同	棚 本 邦 由

平成21年度 定例監査重点事項実施結果

平成21年度定例監査重点事項について、「平成21年度定例監査重点事項実施要領」に基づき実施した結果は次のとおりであった。

1 平成21年度重点事項

物品購入等の契約、検収、支払い等は適正か。

2 選定理由

本県においては、いわゆる公費の不適正支出が判明してから十数年が経過しており、再発防止に対する職員の意識が希薄化する傾向が懸念される。また、会計検査院が実施した国庫補助事業に係る事務費等の経理についての検査結果において、全国的に、預け金、一括払い、差し替え、物品の年度をまたいでの納入等が指摘され問題となっている。

本県の物品購入等については、過去の定例監査重点事項においても取り上げ、適正な執行の徹底を指導しているが、再度、物品購入等の執行を対象に監査し、物品購入等の適正化を図る必要がある。

3 実施にあたっての着眼点

(1) 物品購入等の方法は適正か。

(2) 年度末の納入は適正か。

4 監査対象年度及び対象所属

監査対象年度	監査実施所属数	重点事項該当所属数
平成19年度末		
平成20年度末	260 所属	235 所属

5 監査実施期間

平成21年4月20日から平成22年2月9日

6 監査実施方法

実施に当たっては、定例監査の中で可能な方法で実施し、物品の年度をまたいで納入の可能性が高い平成19年度末及び平成20年度末の3月4月(本庁は5月まで)に支払いのあった物品購入、修繕、印刷製本を対象とした。所属に対しては、備品の要件である1契約3万円以上のものを対象に調書の作成を依頼した。

また、納品日・支払い状況等の確認のため納入業者に対し、地方自治法第19条第8項に基づき関係人調査を実施した。

調査内容としては、対象期間を平成20年3月4月(本庁は5月を含む)及び平成21年3月4月(本庁は5月を含む)とし、この期間に県機関と行った取引状況(売掛金、前受金、仮受金、預かり金等の状況)が確認できる資料の提出を依頼した。

関係人調査先としては、県との契約件数が比較的多い事務用品関係4社と印刷製本関係2社に調査依頼を行ったところ事務用品関係1社と印刷製本関係2社から資料の提出を受け監査を実施した。

事務用品関係3社からは、

・ 経営環境の悪化により、協力体制ができない。
 ・ 業務への過重な負担が生じる。
 などの理由により協力は得られなかった。

7 監査実施結果

関係人調査の結果、前受金、仮受金、預かり金等の不正流用につながる、いわゆる預け金はなかった。

また、「前年度納入」及び「翌年度納入」となっているものが26件確認された。(別添一覧表のとおり)

関係人調査等によって得られた売掛金の発生日(売上げ・納品日)と各所属の支出命令書に添付されている納品書の日付及び検収日を突き合したところ一致しないものが23件あった。内訳は次のとおりである。

- ・ 前年度納入 10件
- ・ 翌年度納入 13件

また、担当者の思い違いにより納期限を翌年度に指定したため翌年度納入となっていたものが3件あった。

(1) 26件の支出命令書に添付されている納品書の有無

- ア 納品書有り 24件
- イ 納品書無し 2件

(2) 24件の支出命令書に添付されている納品書の日付の状況

- ア ゴム印を押印 4件
- イ 手書き 7件
- ウ 電算打ち出し 4件
- エ 日付欄は空白で入件印を押印 9件

(※ ウの「電算打ち出し」とは、業者が作成した納品書に他の記載事項と同様に日付が印字されているもの。)

24件のうち、電算打ち出しは4件で残りの20件は、納品書を受け取った担当者が納品日を任意に記入できる可能性があるものであった。

(3) 重点事項該当235所属の状況

ア 需用費(消耗品費等)に対する予算執行の考え方について

ほとんどの所属で残があったら返還する等としており、確保された予算は使い切らなければと言う考えはなくなっている。

イ 国庫補助金を財源とする予算配当の所属での確認について

(ア) 所属において確認可能 152所属

(イ) 所属において確認不可能 65所属

(ウ) 国庫補助金は該当なし 18所属

多くの所属では、国庫補助金が財源となっていることの確認は可能であるが、65所属においては、確認不可能と回答があった。

予算執行時においては、全ての所属で財源内訳の確認ができるようになる必要があると考える。

ウ 備品購入について

(ア) 当初予算に計上されてなく補正予算等で対応したものはあるか。

a 有 35所属

b 無 200所属

当初予算に計上されてなく購入した備品があった所属が35所属であるが、いずれも故障等やむを得ない理由であった。

(イ) 備品購入について、差し替えはあったか。

a 有 0 所属
b 無 235 所属

監査した中での備品購入において、差し替えは確認できなかった。

エ 納品書について

納品書の日付の記入方法の状況は次のとおりであった。

(※ 監査対象において1件でもあったものを計上している。重複あり。)

(ア) ゾム印を押印 108 所属

(イ) 手書き 164 所属

(ウ) 電算打ち出し 180 所属

(エ) 日付欄は空白で入件印を押印 174 所属

(オ) その他 2 所属

(※ (オ) の「その他」は、日付が記入されていて、かつ入件印が押印されているもの。)

このうち、前年度納入及び翌年度納入となっているものについては、日付欄が空白で入件印を押印したケースが多かった。

オ 検収について

(ア) 検収者について

ほとんどの所属で、平成21年11月の出納局通知以前は物品購入事務の担当者が確認を行っていた。

(イ) 検収方法について

ほとんどの所属で、現物確認を行っていた。ダム管理事務所等、物品購入事務を行っていない所属への納品は、本所の職員が納品書で確認を行っていた。

8 まとめ

昨今の厳しい経済情勢や財政状況の中、本県の物品購入等の適正執行を図ることは重要な課題となっているところである。今年度の定例監査において260所属の監査を行ったところ、26件の物品購入等において前年度納入及び翌年度納入となっていた事務処理が確認された。不適正な物品調達事務は県政に対する県民の信頼を失墜させる重大な事態となり誠に遺憾である。

県では、平成21年2月に農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業の事務費に関する検査を受け、平成21年11月には会計検査院の検査対象以外の国庫補助事業に関する部分の独自調査を行い、会計検査院の検査対象と合わせ、その結果を公表している。この調査結果公表にあわせて再発防止策として物品の検収方法等についての通知を出しているところである。

今回の監査の中では、いわゆる預け金、一括払い、差し替えの不正経理は確認されなかったが、前年度納入及び翌年度納入となっていた事務処理が確認された。前年度納入や翌年度納入となる要因としては、物品の発注、検収等の事務処理の執行方法に関わることから、別途、教育委員会所属を対象に「物品購入の事務処理は適正か」をテーマとして行政監査を実施した。

今後は、平成21年11月に出納局が通知した再発防止策を、着実に実行することにより、計画的かつ効率的な物品購入等の事務の執行に努められたい。また、公金を取り扱っている県職員は初心に戻り、その財源は県民の貴重な税金であるという自覚を持って法令等を遵守した職務執行のより一層の推進を強く要望するものである。

